

令和4年2月21日提出

半田市議会定例会議案



令和4年第3回半田市議会定例会議案目録

議案番号	件 名	ページ
報告 1	専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）	1
4	令和3年度半田市一般会計補正予算第13号	3
5	令和3年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	41
6	令和3年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号	53
7	令和3年度半田市駐車場事業特別会計補正予算第2号	55
8	令和3年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号	61
9	令和3年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号	71
10	令和3年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号	81
11	令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号	87
12	令和3年度半田市下水道事業会計補正予算第3号	97
13	令和4年度半田市一般会計予算	別 冊
14	令和4年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計予算	
15	令和4年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計予算	
16	令和4年度半田市駐車場事業特別会計予算	
17	令和4年度半田市モーターボート競走事業特別会計予算	
18	令和4年度半田市国民健康保険事業特別会計予算	
19	令和4年度半田市介護保険事業特別会計予算	
20	令和4年度半田市後期高齢者医療事業特別会計予算	
21	令和4年度半田市立半田病院事業会計予算	
22	令和4年度半田市水道事業会計予算	
23	令和4年度半田市下水道事業会計予算	
24	半田市個人情報保護条例の一部改正について	

25	半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	107
26	半田市教育基金の設置および管理に関する条例の一部改正について	109
27	半田市クリーンセンター条例の全部改正について	111
28	半田市立保育所条例の一部改正について	113
29	半田市精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正について	115
30	半田市国民健康保険税条例の一部改正について	117
31	半田市消防団条例の一部改正について	121
32	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	123
33	半田市道路占用料条例等の一部改正について	125
34	知多都市計画 J R 半田駅前地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について	139
35	市道路線の廃止について	145
36	市道路線の認定について	147

報告第1号

専決処分の報告について（公用車両が関係する事故の和解及び損害賠償の額の決定）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

専決処分書

令和3年8月14日半田市清城町一丁目5番1地先の道路上で発生した車両損傷事故における和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和4年2月4日専決

半田市長 久世孝宏

和解及び損害賠償の額の決定について

1 和解の内容

本件車両損傷事故の責任割合において、半田市は、損害賠償の相手方に対し、車両修繕費の1割を負担し、損害賠償の責めを負うものとする。

2 損害賠償の額

金50,534円

3 損害賠償の相手方

半田市在住 30歳代男性



議案第4号

令和3年度半田市一般会計補正予算第13号

令和3年度半田市の一般会計補正予算第13号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,663,964千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48,371,951千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		21,003,784	508,909	21,512,693
	1 市民税	8,916,136	508,909	9,425,045
6 法人事業税交付金		152,000	136,431	288,431
	1 法人事業税交付金	152,000	136,431	288,431
11 地方交付税		558,727	452,546	1,011,273
	1 地方交付税	558,727	452,546	1,011,273
15 国庫支出金		9,640,672	828,076	10,468,748
	1 国庫負担金	5,039,184	51,243	5,090,427
	2 国庫補助金	4,578,045	776,833	5,354,878
16 県支出金		2,975,912	181,633	3,157,545
	1 県負担金	1,591,331	17,538	1,608,869
	2 県補助金	1,137,077	164,095	1,301,172
17 財産収入		127,391	429,355	556,746
	2 財産売却収入	1	429,355	429,356
18 寄附金		26,673	27,624	54,297
	1 寄附金	26,673	27,624	54,297
19 繰入金		3,249,968	△1,186,443	2,063,525
	1 基金繰入金	3,249,968	△1,186,443	2,063,525
20 繰越金		528,873	810,647	1,339,520



款	項	補正前の額	補正額	計
	1 繰越金	千円 528,873	千円 810,647	千円 1,339,520
21 諸収入		1,695,965	△78,714	1,617,251
	5 収益事業収入	4,973	27,548	32,521
	6 雑入	1,239,521	△106,262	1,133,259
22 市債		446,100	△446,100	0
	1 市債	446,100	△446,100	0
歳 入 合 計		46,707,987	1,663,964	48,371,951

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 総務費		3,793,262	1,554,253	5,347,515
	1 総務管理費	3,050,779	1,547,323	4,598,102
	3 戸籍住民基本台帳費	303,866	6,930	310,796
3 民生費		19,055,524	131,101	19,186,625
	1 社会福祉費	7,832,648	116,233	7,948,881
	2 児童福祉費	9,810,482	14,868	9,825,350
4 衛生費		5,272,021	37,987	5,310,008
	1 保健衛生費	3,485,483	56,852	3,542,335
	2 清掃費	1,786,538	△18,865	1,767,673
5 農林水産業費		182,430	82,963	265,393
	1 農業費	182,430	82,963	265,393
6 商工費		3,059,511	△12,864	3,046,647
	1 商工費	3,059,511	△12,864	3,046,647
7 土木費		6,496,037	△70,047	6,425,990
	2 道路橋梁費	638,742	99,529	738,271
	4 港湾費	10,160	△6,822	3,338
	5 都市計画費	5,247,981	△172,137	5,075,844
	6 住宅費	309,670	9,383	319,053
9 教育費		5,615,709	△59,429	5,556,280

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	千円 729,324	千円 142	千円 729,466
	2 小学校費	829,611	0	829,611
	3 中学校費	1,124,362	0	1,124,362
	5 社会教育費	1,105,846	△55,051	1,050,795
	6 保健体育費	1,322,752	△4,520	1,318,232
歳	出	合	計	
		46,707,987	1,663,964	48,371,951

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳事務事業	千円 6,930
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	64,370
4 衛生費	1 保健衛生費	バイオマス利活用支援事業	65,515
5 農林水産業費	1 農業費	畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	78,035
6 商工費	1 商工費	地域振興券事業	163,802
7 土木費	2 道路橋梁費	通学路安全対策事業	52,729
7 土木費	2 道路橋梁費	道路舗装事業（維持修繕・改修）	46,800
7 土木費	5 都市計画費	J R武豊線連続立体交差化事業	130,635
7 土木費	5 都市計画費	（仮称）南廻間池公園整備事業	64,570
7 土木費	6 住宅費	造成宅地地盤災害対策事業	9,383

### 第3表 地方債補正

廃止

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等債 (内訳) 道路事業 岩滑公民館改築等事業	千円 446,100 398,100 48,000	普通貸借又は証券発行	6.0%以内	政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは借換えすることができる。
計	446,100			



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市税	21,003,784	508,909	21,512,693
6 法人事業税交付金	152,000	136,431	288,431
11 地方交付税	558,727	452,546	1,011,273
15 国庫支出金	9,640,672	828,076	10,468,748
16 県支出金	2,975,912	181,633	3,157,545
17 財産収入	127,391	429,355	556,746
18 寄附金	26,673	27,624	54,297
19 繰入金	3,249,968	△1,186,443	2,063,525
20 繰越金	528,873	810,647	1,339,520
21 諸収入	1,695,965	△78,714	1,617,251
22 市債	446,100	△446,100	0
歳入合計	46,707,987	1,663,964	48,371,951

## (歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,793,262	1,554,253	5,347,515
3 民生費	19,055,524	131,101	19,186,625
4 衛生費	5,272,021	37,987	5,310,008
5 農林水産業費	182,430	82,963	265,393
6 商工費	3,059,511	△12,864	3,046,647
7 土木費	6,496,037	△70,047	6,425,990
9 教育費	5,615,709	△59,429	5,556,280
歳出合計	46,707,987	1,663,964	48,371,951



補正額の財源内訳			
特 定 財 源	補正額		一般財源
国・県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
8,747	0	△74,798	1,620,304
80,820	0	0	50,281
65,515	0	0	△27,528
78,035	0	0	4,928
370,924	0	0	△383,788
49,231	△398,100	0	278,822
356,437	△48,000	△3,840	△364,026
1,009,709	△446,100	△78,638	1,178,993

2 歳 入

1 款 市税

1 項 市民税

目	補正前の額	補 正 額	計
2 法人	千円 1,182,487	千円 508,909	千円 1,691,396
計	8,916,136	508,909	9,425,045

6 款 法人事業税交付金

1 項 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	152,000	136,431	288,431
計	152,000	136,431	288,431

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

1 地方交付税	558,727	452,546	1,011,273
計	558,727	452,546	1,011,273

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,340,772	35,739	4,376,511
3 教育費国庫負担金	99,851	15,504	115,355
計	5,039,184	51,243	5,090,427

節		説明	
区分	金額		
1 現年課税分	508,909	01 均等割	2,503
		02 法人税割	506,406

1 法人事業税交付金	136,431	01 法人事業税交付金	136,431
------------	---------	-------------	---------

1 地方交付税	452,546	01 普通交付税	452,546
---------	---------	----------	---------

1 社会福祉費負担金	35,739	02 国民健康保険保険基盤安定負担金（保険者支援分）	1,459
		40 障がい者等自立支援給付費負担金	32,514
		41 障がい者等自立支援医療給付費負担金	1,766
2 中学校費負担金	15,504	01 公立学校施設整備費負担金	15,504

1 款 市税      6 款 法人事業税交付金      1 1 款 地方交付税      1 5 款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
1 総務費国庫補助金	千円 415,617	千円 462,639	千円 878,256
2 民生費国庫補助金	3,371,134	5,240	3,376,374
4 土木費国庫補助金	170,078	49,231	219,309
6 教育費国庫補助金	49,795	259,723	309,518
計	4,578,045	776,833	5,354,878

1.6款 県支出金  
1項 県負担金

1 民生費県負担金	1,566,128	17,538	1,583,666
計	1,591,331	17,538	1,608,869

2項 県補助金

2 民生費県補助金	607,062	20,545	627,607
-----------	---------	--------	---------

節		説 明	
区 分	金 額		
1 総務管理費補助金	462,639	55 住民基本台帳システム等改修費補助金 64 地方創生推進交付金 65 地方創生臨時交付金	千円 6,930 △2,132 457,841
2 児童福祉費補助金	5,240	15 保育士等処遇改善臨時特例交付金	5,240
1 道路橋梁費補助金	44,540	29 防災・安全社会資本整備交付金 (道路舗装事業) 30 防災・安全社会資本整備交付金 (通学路安全対策事業)	19,890 24,650
3 住宅費補助金	4,691	24 社会資本整備総合交付金 (宅地耐震化推進事業)	4,691
3 中学校費補助金	262,274	30 学校施設環境改善交付金	262,274
4 社会教育費補助金	△2,551	12 都市構造再編集中支援事業費補助金 (岩滑公民館改築等事業)	△2,551

1 社会福祉費負担金	17,538	01 国民健康保険保険基盤安定負担金 (保険税軽減分) 02 国民健康保険保険基盤安定負担金 (保険者支援分) 50 障がい者等自立支援給付費負担金 51 障がい者等自立支援医療給付費負担金	△331 729 16,257 883
------------	--------	--	------------------------------

1 社会福祉費補助金	6,731	40 福祉医療費支給事業補助金 (障がい者)	6,731
------------	-------	------------------------	-------

15款 国庫支出金 16款 県支出金

2項 県補助金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
3 衛生費県補助金	343,447	65,515	408,962
4 農林水産業費県補助金	22,746	78,035	100,781
計	1,137,077	164,095	1,301,172

17款 財産収入  
2項 財産売払収入

1 不動産売払収入	1	429,355	429,356
計	1	429,355	429,356

18款 寄附金  
1項 寄附金

1 総務費寄附金	12,466	27,624	40,090
計	26,673	27,624	54,297

節		説明	
区分	金額		
2 老人福祉費補助金	1,084	60 福祉医療費支給事業補助金 (後期高齢者)	1,084
3 児童福祉費補助金	12,730	42 福祉医療費支給事業補助金 (子ども)	12,730
2 環境対策費補助金	65,515	01 バイオマス利活用支援事業補助金	65,515
1 農業費補助金	78,035	40 畜産競争力強化整備事業補助金	78,035

1 土地建物売払収入	429,355	01 普通財産 (土地) 売払収入	429,355
------------	---------	-------------------	---------

1 総務管理費寄附金	27,624	02 社会福祉基金寄附金	16,539
		03 環境保全基金寄附金	1,652
		05 半田赤レンガ建物基金寄附金	701
		06 国際交流基金寄附金	174
		14 緑化基金寄附金	671
		15 新美南吉文学顕彰基金寄附金	1,044
		16 観光振興基金寄附金	1,527
		18 教育基金寄附金	4,261
		20 文化財保存継承基金寄附金	1,055

16款 県支出金    17款 財産収入    18款 寄附金

19款 繰入金  
1項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1 財政調整基金繰入金	千円 3,175,860	千円 △1,186,443	千円 1,989,417
計	3,249,968	△1,186,443	2,063,525

20款 繰越金  
1項 繰越金

1 繰越金	528,873	810,647	1,339,520
計	528,873	810,647	1,339,520

21款 諸収入  
5項 収益事業収入

1 競艇事業収入	4,973	27,548	32,521
計	4,973	27,548	32,521

6項 雑入

1 雑入	1,238,696	△106,262	1,132,434
計	1,239,521	△106,262	1,133,259

22款 市債  
1項 市債

1 土木債	398,100	△398,100	0
2 教育債	48,000	△48,000	0
計	446,100	△446,100	0



節		説 明	
区 分	金 額		
1 財政調整基金 繰入金	△1,186,443 千円	01 財政調整基金繰入金	△1,186,443 千円

1 繰越金	810,647	01 前年度繰越金	810,647
-------	---------	-----------	---------

1 競艇事業収入	27,548	01 競艇事業収入	27,548
----------	--------	-----------	--------

1 総務費雑入	△102,422	14 収入印紙売りさばき手数料 15 収入印紙売払収入	△1,096 △101,326
8 教育費雑入	△3,840	63 日本スポーツ振興センタースポーツ振興くじ助成金	△3,840

1 土木債	△398,100	25 公共事業等債 (道路事業)	△398,100
1 教育債	△48,000	03 公共事業等債 (岩滑公民館改築等事業)	△48,000

1.9款 繰入金    2.0款 繰越金    2.1款 諸収入    2.2款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
5 財産管理費	332,274	1,659,854	1,992,128			寄附金 27,624	1,632,230
8 計算事務費				国庫支出金 1,817			△1,817
11 市民交流センター費	174,535	△112,531	62,004			諸収入 △102,422	△10,109
計	3,050,779	1,547,323	4,598,102	1,817	0	△74,798	1,620,304

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	303,866	6,930	310,796	国庫支出金 6,930			
計	303,866	6,930	310,796	6,930	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	4,170,908	111,725	4,282,633	国庫支出金 34,280 県支出金 23,871			58,574
-----------	-----------	---------	-----------	-----------------------------------	--	--	--------

節		説明	
区分	金額		
24 積立金	千円 1,659,854	20 基金積立金	千円 1,659,854
		01 基金積立金	△72,376
		24 積立金	△72,376
		国際交流基金積立金	174
		大規模事業用地取得基金積立金	△100,000
		観光振興基金積立金	1,527
		半田赤レンガ建物基金積立金	701
		環境保全基金積立金	1,652
		社会福祉基金積立金	16,539
		緑化基金積立金	671
		新美南吉文学顕彰基金積立金	1,044
		文化財保存継承基金積立金	1,055
		教育基金積立金	4,261
		50 財政調整基金積立金	1,732,230
		24 積立金	1,732,230
		財政調整基金積立金	1,732,230
		財源更正 (06 80 情報システム運用事業 (新型コロナウイルス感染症対策))	
10 需用費	△112,531	02 市民交流センター管理運営費	△112,531
		01 市民交流センター管理運営事業	△112,531
		10 需用費	△112,531
		消耗品費	△112,531

12 委託料	6,930	03 住民基本台帳事務費	6,930
		01 住民基本台帳事務事業	6,930
		12 委託料	6,930
		住民記録システム改修委託料	6,930

11 役務費	80	02 障がい者医療費助成事業費	21,094
19 扶助費	111,645	50 障がい者医療費助成事業	21,094
		11 役務費	80
		障がい者医療費審査支払手数料	20
		精神障がい者医療費審査支払手数料	60
		19 扶助費	21,014
		障がい者医療費扶助費	14,221
		精神障がい者医療費扶助費	6,793
		08 障がい者等自立支援事業費	90,631

2款 総務費 3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
2 老人福祉費	3,033,711	2,032	3,035,743	県支出金 1,084			948
5 国民健康保険費	594,642	2,476	597,118	国庫支出金 1,459 県支出金 398			619
計	7,832,648	116,233	7,948,881	61,092	0	0	55,141

2項 児童福祉費

2 児童福祉費	4,941,421	14,868	4,956,289	国庫支出金 6,998 県支出金 12,730			△4,860
計	9,810,482	14,868	9,825,350	19,728	0	0	△4,860

節		説明	明
区分	金額		
	千円		千円
		51 障がい者等自立支援事業	87,099
		19 扶助費	87,099
		自立支援給付費	87,099
		52 自立支援医療等給付事業	3,532
		19 扶助費	3,532
		自立支援医療費（更生医療）	3,532
11 役務費	26	40 後期高齢者福祉医療費給付事業費	2,032
		50 後期高齢者福祉医療費給付事業	2,032
19 扶助費	2,006	11 役務費	26
		後期高齢者福祉医療費審査支払手数料	26
		19 扶助費	2,006
		後期高齢者福祉医療費給付金	2,006
27 繰出金	2,476	10 国民健康保険事業特別会計繰出金	2,476
		50 国民健康保険事業特別会計繰出金	2,476
		27 繰出金	2,476
		国民健康保険保険基盤安定繰出金	2,476

18 負担金、補助及び交付金	5,098	02 子ども医療費助成事業費	9,770
		50 子ども医療費助成事業	9,770
		19 扶助費	9,770
		子ども医療費扶助費	9,770
19 扶助費	9,770	12 放課後児童健全育成事業費	1,606
		50 放課後児童健全育成事業	1,606
		18 負担金、補助及び交付金	1,606
		放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金	1,606
		50 民間保育所運営費	3,492
		50 民間保育所運営事業	2,574
		18 負担金、補助及び交付金	2,574
		保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	2,574
		51 地域型保育事業	918
		18 負担金、補助及び交付金	918
		保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	918
		財源更正（50 80 民間保育所運営事業（新型コロナウイルス感染症対策））	
		財源更正（50 81 地域型保育事業（新型コロナウイルス感染症対策））	

3款 民生費

4款 衛生費  
1項 保健衛生費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 保健衛生総務費	550,415	△8,663	541,752				△8,663
4 環境対策費	263,266	65,515	328,781	県支出金 65,515			
計	3,485,483	56,852	3,542,335	65,515	0	0	△8,663

2項 清掃費

2 ごみ処理費	1,414,181	8,022	1,422,203				8,022
3 し尿処理費	198,321	△26,887	171,434				△26,887
計	1,786,538	△18,865	1,767,673	0	0	0	△18,865

5款 農林水産業費  
1項 農業費

4 畜産業費	4,403	78,035	82,438	県支出金 78,035			
6 土地改良費	14,515	4,928	19,443				4,928

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△8,663	10 半田常滑看護専門学校管理組合負担金 50 半田常滑看護専門学校管理組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 半田常滑看護専門学校管理組合負担金	△8,663 △8,663 △8,663 △8,663
18 負担金、補助 及び交付金	65,515	02 環境保全事業費 53 バイオマス利活用支援事業 18 負担金、補助及び交付金 地域バイオマス利活用支援事業補助金	65,515 65,515 65,515 65,515

12 委託料	20,669	03 知多南部広域環境組合負担金 50 知多南部広域環境組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 知多南部広域環境組合負担金	△12,647 △12,647 △12,647 △12,647
18 負担金、補助 及び交付金	△12,647	10 ごみ減量対策事業費 06 プラスチック製容器包装処理委託事業 12 委託料 プラスチック製容器包装中間処理・保管委託料 50 紙製容器包装等処理委託事業 12 委託料 紙製容器包装等収集、中間処理及び保管委託料 52 樹木等再資源化処理委託事業 12 委託料 樹木等再資源化処理委託料	20,669 3,574 3,574 3,574 6,871 6,871 6,871 10,224 10,224 10,224
18 負担金、補助 及び交付金	△26,887	10 中部知多衛生組合負担金 50 中部知多衛生組合負担金 18 負担金、補助及び交付金 中部知多衛生組合負担金	△26,887 △26,887 △26,887 △26,887

18 負担金、補助 及び交付金	78,035	03 畜産奨励事業費 51 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 18 負担金、補助及び交付金 畜産競争力強化整備事業補助金	78,035 78,035 78,035 78,035
18 負担金、補助 及び交付金	4,928	02 土地改良事業費 55 農業用ため池保全・防災減災対策事業 18 負担金、補助及び交付金 土地改良施設耐震対策事業負担金	4,928 4,928 4,928 4,928

4 款 衛生費      5 款 農林水産業費

1項 農業費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
計	182,430	82,963	265,393	78,035	0	0	4,928

6款 商工費  
1項 商工費

2 商工振興費	2,716,583	△7,000	2,709,583	国庫支出金 373,056			△380,056
4 観光費	227,205	△5,864	221,341	国庫支出金 △2,132			△3,732
計	3,059,511	△12,864	3,046,647	370,924	0	0	△383,788

7款 土木費  
2項 道路橋梁費

2 道路維持費	339,706	52,729	392,435	国庫支出金 24,650			28,079
4 道路舗装費	108,014	46,800	154,814	国庫支出金 19,890			26,910
計	638,742	99,529	738,271	44,540	0	0	54,989



節		説明
区分	金額	
	千円	千円

18 負担金、補助及び交付金	△7,000	03 はんだふれあい産業まつり開催事業費 50 はんだふれあい産業まつり開催事業 18 負担金、補助及び交付金 はんだふれあい産業まつり開催補助金 08 商店街活性化推進事業費 55 商店街連合会創立70周年記念事業 18 負担金、補助及び交付金 商店街連合会創立70周年記念事業費補助金 財源更正 (09 01 地域振興券事業)	△5,000 △5,000 △5,000 △5,000 △2,000 △2,000 △2,000 △2,000
12 委託料	△4,264	02 観光振興事業費 50 観光振興事業 12 委託料	△5,864 △5,864 △4,264
18 負担金、補助及び交付金	△1,600	秋季観光周遊バス運行业務委託料 ごんの秋まつり運營業務委託料 18 負担金、補助及び交付金 はんだ市民盆踊り大会開催補助金	△2,946 △1,318 △1,600 △1,600

14 工事請負費	52,729	02 道路維持修繕費 52 通学路安全対策事業 14 工事請負費 通学路安全対策工事	52,729 52,729 52,729 52,729
14 工事請負費	46,800	02 道路舗装事業費 50 道路舗装事業 (維持修繕・改修) 14 工事請負費 舗装修繕工事	46,800 46,800 46,800 46,800

5款 農林水産業費      6款 商工費      7款 土木費

4項 港湾費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国庫支出金	地方債	その他	
1 港湾管理費	千円 10,160	千円 △6,822	千円 3,338	千円	千円	千円	千円 △6,822
計	10,160	△6,822	3,338	0	0	0	△6,822

5項 都市計画費

1 都市計画総務費	659,977	94,551	754,528		△398,100		492,651
2 土地区画整理費	1,808,196	△269,107	1,539,089				△269,107
3 公共下水道費	2,305,692	△2,640	2,303,052				△2,640
7 駐車場費	11,221	5,059	16,280				5,059
計	5,247,981	△172,137	5,075,844	0	△398,100	0	225,963

6項 住宅費

1 住宅管理費	309,670	9,383	319,053	国庫支出金 4,691			4,692
計	309,670	9,383	319,053	4,691	0	0	4,692

節		説 明	千円
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	△6,822	02 港湾管理一般事務費 50 衣浦みなとまつり事業 18 負担金、補助及び交付金 衣浦みなとまつり開催負担金 衣浦みなとまつり協賛会負担金	△6,822 △6,822 △6,822 △4,697 △2,125

16 公有財産購入 費	94,551	02 都市計画一般事務費 51 J R武豊線連続立体交差化事業 16 公有財産購入費 道路用地買収費	94,551 94,551 94,551 94,551
27 繰出金	△269,107	30 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 50 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金 27 繰出金 乙川中部土地区画整理事業特別会計繰出金	△269,107 △269,107 △269,107 △269,107
18 負担金、補助 及び交付金	△2,640	02 下水道事業会計繰出金 50 下水道事業会計繰出金 18 負担金、補助及び交付金 下水道事業会計補助金	△2,640 △2,640 △2,640 △2,640
27 繰出金	5,059	02 駐車場事業特別会計繰出金 50 駐車場事業特別会計繰出金 27 繰出金 駐車場事業特別会計繰出金	5,059 5,059 5,059 5,059

12 委託料	9,383	12 造成宅地地盤災害対策事業費 01 造成宅地地盤災害対策事業 12 委託料 宅地耐震化変動予測調査業務委託料	9,383 9,383 9,383 9,383
--------	-------	---	----------------------------------

7款 土木費

9款 教育費  
1項 教育総務費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
3 学校教育指導費	576,696	142	576,838	国庫支出金 53,893			△53,751
計	729,324	142	729,466	53,893	0	0	△53,751

2項 小学校費

2 教育振興費				国庫支出金 4,314			△4,314
計	829,611	0	829,611	4,314	0	0	△4,314

3項 中学校費

2 教育振興費				国庫支出金 2,156			△2,156
3 学校建設費				国庫支出金 277,778			△277,778
計	1,124,362	0	1,124,362	279,934	0	0	△279,934

5項 社会教育費

2 公民館費	283,119	△55,051	228,068	国庫支出金 △2,551	△48,000		△4,500
計	1,105,846	△55,051	1,050,795	△2,551	△48,000	0	△4,500

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助及び交付金	千円 142	財源更正 (02 80 学校生活支援事業 (新型コロナウイルス感染症対策)) 05 特定教育・保育施設運営費 142 70 施設型教育・保育事業 142 18 負担金、補助及び交付金 142 保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 142

		財源更正 (02 51 小学校情報機器整備事業)
--	--	--------------------------

		財源更正 (02 51 中学校情報機器整備事業)
		財源更正 (02 50 乙川中学校改築等事業)

12 委託料	△550	04 公民館建替事業費	△55,051
14 工事請負費	△54,501	51 岩滑公民館改築等事業	△55,051
		12 委託料	△550
		工事監理委託料	△550
		14 工事請負費	△54,501
		公民館等解体工事	△27,466
		公民館等建設工事	△27,035

9款 教育費

6項 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	
1 学校保健体育費				国庫支出金 20,847			△20,847
2 社会体育費	52,236	△4,520	47,716			諸収入 △3,840	△680
計	1,322,752	△4,520	1,318,232	20,847	0	△3,840	△21,527

節		説明
区分	金額	
	千円	財源更正 (02 80 学校保健体育事業 (新型コロナウイルス感染症対策))
12 委託料	△4,520	02 社会体育振興事業費 02 社会体育振興事業 12 委託料 スポーツ大会開催委託料
		千円
		△4,520
		△4,520
		△4,520
		△4,520

令和3年度半田市一般会計補正予算第13号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位:千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減		
	区分	金額					
1	国庫負担金						
	1 民生費国庫負担金						
	1 社会福祉費負担金	35,739	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 161,220×1/2	80,610	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 164,138×1/2	82,069	1,459
			障がい者等自立支援 給付費負担金 1,863,166×1/2	931,583	障がい者等自立支援 給付費負担金 1,928,195×1/2	964,097	32,514
			障がい者等自立支援 医療給付費負担金 104,482×1/2	52,241	障がい者等自立支援 医療給付費負担金 108,015×1/2	54,007	1,766
	3 教育費国庫負担金						
	2 中学校費負担金	15,504			公立学校施設整備費 負担金 31,008×1/2	15,504	15,504
2	国庫補助金						
	1 総務費国庫補助金						
	1 総務管理費補助金	462,639			住民基本台帳システム等 改修費補助金 6,930×10/10	6,930	6,930
			地方創生推進交付金 98,614×1/2	49,307	地方創生臨時交付金 94,350×1/2	47,175	△ 2,132
			地方創生臨時交付金 166,563×10/10	166,563	地方創生臨時交付金 624,404×10/10	624,404	457,841
	2 民生費国庫補助金						
	2 児童福祉費補助金	5,240			保育士等処遇改善臨時 特例交付金 5,240×10/10	5,240	5,240
	4 土木費国庫補助金						
	1 道路橋梁費補助金	49,231	防災・安全社会資本整備 交付金(道路舗装事業) 35,400×1/2×0.5 調整率	8,850	防災・安全社会資本整備 交付金(道路舗装事業) 35,400×1/2×0.5 調整率 39,780×1/2	28,740	19,890
			防災・安全社会資本整備 交付金(通学路安全対策事業) 109,615×5.5/10×0.55 調整率	33,158	防災・安全社会資本整備 交付金(通学路安全対策事業) 109,615×5.5/10×0.55 調整率 44,819×5.5/10	57,808	24,650
					社会資本整備総合交付金 (宅地耐震化推進事業) 9,383×1/2	4,691	4,691
	6 教育費国庫補助金						
	3 中学校費補助金	262,274			学校施設環境改善交付金 500,268×1/2 36,420×1/3	262,274	262,274
	4 社会教育費補助金	△ 2,551	都市構造再編集中支援 事業費補助金(岩滑公民 館改築等事業) 194,277×4.5/10×0.5 調整率	43,712	都市構造再編集中支援 事業費補助金(岩滑公民 館改築等事業) 91,470×4.5/10	41,161	△ 2,551



## (款) 16 県支出金

(単位:千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	県負担金				
1	民生費県負担金				
1	社会福祉費 負担金	17,538	207,074	206,743	△ 331
			国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険税軽減分) 276,099×3/4	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険税軽減分) 275,657×3/4	
			国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 161,220×1/4	国民健康保険保険 基盤安定負担金 (保険者支援分) 164,138×1/4	729
			障がい者等自立支援 給付費負担金 1,863,166×1/4	障がい者等自立支援 給付費負担金 1,928,195×1/4	16,257
			障がい者等自立支援 医療給付費負担金 104,482×1/4	障がい者等自立支援 医療給付費負担金 108,013×1/4	883
2	県補助金				
2	民生費県補助金				
1	社会福祉費 補助金	6,731	119,180	125,911	6,731
			福祉医療費支給事業 補助金(障がい者) (医療費)236,988×1/2 (事務費)1,373×1/2	福祉医療費支給事業 補助金(障がい者) (医療費)250,420×1/2 (事務費)1,403×1/2	
2	老人福祉費 補助金	1,084	90,341	91,425	1,084
			福祉医療費支給事業 補助金(後期高齢者) (医療費)178,622×1/2 (事務費)2,061×1/2	福祉医療費支給事業 補助金(後期高齢者) (医療費)180,752×1/2 (事務費)2,099×1/2	
3	児童福祉費 補助金	12,730	123,468	136,198	12,730
			福祉医療費支給事業 補助金(子ども) (医療費等)242,946×1/2 (事務費)3,991×1/2	福祉医療費支給事業 補助金(子ども) (医療費等)268,406×1/2 (事務費)3,991×1/2	
3	衛生費県補助金				
2	環境対策費 補助金	65,515	247,100	312,615	65,515
			バイオマス利活用支援 事業補助金 247,100×10/10	バイオマス利活用支援 事業補助金 312,615×10/10	
4	農林水産業費 県補助金				
1	農業費補助金	78,035		78,035	78,035
				畜産競争力強化整備 事業補助金 78,035×10/10	

## (款) 22 市 債

(単位:千円)

項目	節		補正前	補正後	比較増減
	区分	金額			
1	市債				
1	土木債				
1	土木債	△ 398,100	398,100		△ 398,100
			公共事業等債 (道路事業) 442,430×90% 起債対象額		
2	教育債				
1	教育債	△ 48,000	48,000		△ 48,000
			公共事業等債 (岩滑公民館改築等事業) 53,426×90% 起債対象額		

令和3年度半田市一般会計補正予算第13号 歳入参考資料 (寄附一覧)

(款) 18 寄附金

(単位:円)

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
1	寄附金			
	1	総務費寄附金		
		1	総務管理費寄附金	
		2	社会福祉基金寄附金	16,539千円
			地域福祉のために	半田遊技業組合 組合長 新美 保則 様 250,000 有限会社丸満 代表取締役 服部 善満 様 50,000 久賀 孝郎 様 (市外在住者) 11,000 原 徳昭 様 (市外在住者) 10,000 無州 基行 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (44名) (うち市外在住者43名 1,058,000円) 1,063,000
			障がい者福祉のために	山内 豊 様 (市外在住者) 60,000 酒井 康将 様 (市外在住者) 17,000 堀越 恵美 様 (市外在住者) 10,000 宮田 美和子 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (57名) (市外在住者) 791,000
			高齢者福祉のために	長井 敏 様 (市外在住者) 94,000 池田 伸一 様 (市外在住者) 68,000 関 仁志 様 (市外在住者) 29,000 利川 啓 様 (市外在住者) 20,000 片山 博史 様 (市外在住者) 13,000 加藤 千士 様 (市外在住者) 11,000 荘司 浩明 様 (市外在住者) 11,000 早川 正敏 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (58名) (市外在住者) 1,363,000
			子育て支援のために	熊崎 宏 様 100,000 伊藤 慎二 様 (市外在住者) 47,000 大橋 啓之 様 (市外在住者) 21,000 北村 潤 様 (市外在住者) 20,000 出口 洸輔 様 (市外在住者) 20,000 轟 圭介 様 (市外在住者) 20,000 宮崎 聡 様 (市外在住者) 20,000 内山 健太 様 (市外在住者) 17,000 高橋 伸夫 様 (市外在住者) 15,000 水谷 守男 様 (市外在住者) 15,000 新井 純一 様 (市外在住者) 10,000 市原 孝浩 様 (市外在住者) 10,000 市丸 貴裕 様 (市外在住者) 10,000 岩崎 智幸 様 (市外在住者) 10,000 小笠原 一憲 様 (市外在住者) 10,000 河野 通裕 様 (市外在住者) 10,000 小坂井 惇仁 様 (市外在住者) 10,000 渋川 卓也 様 (市外在住者) 10,000 西原 康一郎 様 (市外在住者) 10,000 濱田 美樹 様 (市外在住者) 10,000 平尾 剛士 様 (市外在住者) 10,000 平野 雅也 様 (市外在住者) 10,000 深澤 神八 様 (市外在住者) 10,000 松尾 隆宏 様 (市外在住者) 10,000 御正 修 様 (市外在住者) 10,000 宗村 慶太 様 (市外在住者) 10,000 柳沼 行宏 様 (市外在住者) 10,000 森 智弘 様 5,670 匿名 (411名) (うち市外在住者409名 8,586,000円) 9,886,000 匿名 (3名) (うち市外在住者1名 81,000円) 2,281,000
			障がい児支援のために	

項	目	節	細節	寄附者名および寄附金額
			寄附の目的	
			3 環境保全基金寄附金 環境保全のために	1,652千円 宮澤 賢治 様 (市外在住者) 30,000 扇山 魁斗 様 (市外在住者) 10,000 藤森 和博 様 (市外在住者) 10,000 立石 淳子 様 (市外在住者) 6,000 匿名 (83名) (市外在住者) 1,596,000
			5 半田赤レンガ建物基金寄附金 半田赤レンガ建物整備のために	701千円 北沢 健三 様 (市外在住者) 33,000 國枝 一晶 様 (市外在住者) 17,000 匿名 (40名) (市外在住者) 651,000
			6 国際交流基金寄附金 国際交流事業のために	174千円 匿名 (9名) (市外在住者) 174,000
			14 緑化基金寄附金 緑化事業の推進のために	671千円 平原 康弘 様 (市外在住者) 10,000 山口 幸代 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (41名) (市外在住者) 651,000
			15 新美南吉文学顕彰基金寄附金 新美南吉の文学を顕彰する事業のために	1,044千円 田中 秀明 様 (市外在住者) 22,000 小嶋 恵美 様 (市外在住者) 15,000 細井 俊克 様 (市外在住者) 14,000 大石 剛資 様 (市外在住者) 10,000 藤田 幸司 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (35名) (うち市外在住者34名 913,000円) 973,000
			16 観光振興基金寄附金 観光振興のために	1,527千円 近藤 研 様 (市外在住者) 37,000 伊藤 誠 様 (市外在住者) 10,000 久保 美穂 様 (市外在住者) 10,000 宮本 裕文 様 (市外在住者) 10,000 匿名 (74名) (市外在住者) 1,460,000
			18 教育基金寄附金 就学困難な子どものために	4,261千円 匿名 (1名) 4,260,300
			20 文化財保存継承基金寄附金 文化財の保存継承のために	1,055千円 峰岸 幸司 様 (市外在住者) 95,000 山本 幸次 様 (市外在住者) 11,000 中村 恒太 様 (市外在住者) 10,000 矢頭 亮太 様 (市外在住者) 10,000 関 正嗣 様 (市外在住者) 6,000 匿名 (51名) (市外在住者) 923,000

※寄附者のうち市外在住者 (ふるさと納税) 963名 寄附金額合計19,392,000円



議案第5号

令和3年度半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和3年度半田市の乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ138,440千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,242,099千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		232,500	43,100	275,600
	1 国庫補助金	232,500	43,100	275,600
2 財産収入		34,048	87,567	121,615
	1 財産売払収入	34,048	87,567	121,615
3 繰入金		1,044,204	△269,107	775,097
	1 他会計繰入金	1,044,204	△269,107	775,097
歳入合計		1,380,539	△138,440	1,242,099

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費		1,063,501	△138,440	925,061
	1 乙川中部土地区画整理費	1,063,501	△138,440	925,061
歳 出	合 計	1,380,539	△138,440	1,242,099

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 乙川中部土地 区画整理費	1 乙川中部土地 区画整理費	乙川中部土地区画整理事業	千円 117,805





歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 国庫支出金	232,500	43,100	275,600
2 財産収入	34,048	87,567	121,615
3 繰入金	1,044,204	△269,107	775,097
歳 入 合 計	1,380,539	△138,440	1,242,099

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 乙川中部土地区画整理費	1,063,501	△138,440	925,061
歳 出 合 計	1,380,539	△138,440	1,242,099

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
43,100	0	87,567	△269,107
43,100	0	87,567	△269,107

2 歳 入

1 款 国庫支出金

1 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 土地区画整理費国庫補助金	232,500	43,100	275,600
計	232,500	43,100	275,600

2 款 財産収入

1 項 財産売払収入

1 保留地売払収入	34,048	76,362	110,410
2 不動産売払収入	0	11,205	11,205
計	34,048	87,567	121,615

3 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	1,044,204	△269,107	775,097
計	1,044,204	△269,107	775,097

節		説明	
区分	金額		
1 土地区画整理 費補助金	43,100 千円	02 社会資本整備総合交付金 (道路事業)	43,100 千円

1 保留地売払収 入	76,362	01 保留地売払収入	76,362
1 土地建物売払 収入	11,205	01 普通財産 (土地) 売払収入	11,205

1 一般会計繰入 金	△269,107	01 一般会計繰入金	△269,107

### 3 歳 出

#### 1 款 乙川中部土地区画整理費

#### 1 項 乙川中部土地区画整理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国庫支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 乙川中部土地区画整理費	1,063,501	△138,440	925,061	国庫支出金 43,100		財産収入 87,567	△269,107
計	1,063,501	△138,440	925,061	43,100	0	87,567	△269,107

節		説明	
区分	金額		
	千円		千円
21 補償、補填及び賠償金	△138,440	02 乙川中部土地地区画整理事業費	△138,440
		50 乙川中部土地地区画整理事業	△138,440
		21 補償、補填及び賠償金	△138,440
		物件移転補償費	△138,440

令和3年度 半田市乙川中部土地区画整理事業特別会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 1 国庫支出金

(単位:千円)

項目	節	補正前	補正後	比較増減
	区分 / 金額			
1	国庫補助金			
	1 土地区画整理費 国庫補助金			
	1 土地区画整理費 補助金 43,100	社会資本整備総合交付金 232,500 (道路事業) $623,000 \times 1/2 \times 0.7464$ 調整率	社会資本整備総合交付金 275,600 (道路事業) $551,200 \times 1/2$	43,100



議案第6号

令和3年度半田市JR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号

令和3年度半田市のJR半田駅前土地区画整理事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事 業 名	金 額
1 JR半田駅前 土地区画整理費	1 JR半田駅前 土地区画整理費	JR半田駅前土地区画整理事業	千円 41,395

議案第7号

令和3年度半田市駐車場事業特別会計補正予算第2号

令和3年度半田市の駐車場事業特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 20,162	千円 △3,817	千円 16,345
	1 使用料	20,162	△3,817	16,345
3 繰入金		11,221	5,059	16,280
	1 他会計繰入金	11,221	5,059	16,280
4 諸収入		1,846	△1,242	604
	1 雑入	1,846	△1,242	604
歳入合計		33,265	0	33,265

歳入補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	20,162	△3,817	16,345
3 繰入金	11,221	5,059	16,280
4 諸収入	1,846	△1,242	604
歳 入 合 計	33,265	0	33,265

## 2 歳 入

### 1 款 使用料及び手数料

#### 1 項 使用料

目	補正前の額	補 正 額	計
1 雁宿駐車場使用料	千円 20,162	千円 △3,817	千円 16,345
計	20,162	△3,817	16,345

### 3 款 繰入金

#### 1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	11,221	5,059	16,280
計	11,221	5,059	16,280

### 4 款 諸収入

#### 1 項 雑入

1 雑入	1,846	△1,242	604
計	1,846	△1,242	604

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 雁宿駐車場使用料	△3,817	01 雁宿駐車場使用料	△3,817

1 一般会計繰入金	5,059	01 一般会計繰入金	5,059

1 雑入	△1,242	01 雁宿ホール利用者減免分負担金	△1,242





議案第8号

令和3年度半田市モーターボート競走事業特別会計補正予算第1号

令和3年度半田市のモーターボート競走事業特別会計補正予算第1号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,548千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,743千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
4 繰越金		0	27,548	27,548
	1 繰越金	0	27,548	27,548
歳入	合計	5,195	27,548	32,743

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰出金		千円 4,973	千円 27,548	千円 32,521
	1 繰出金	4,973	27,548	32,521
歳	出	5,195	27,548	32,743

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰越金	0	27,548	27,548
歳入合計	5,195	27,548	32,743

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰出金	4,973	27,548	32,521
歳出合計	5,195	27,548	32,743

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	一 般 財 源		
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
0	0	0	27,548
0	0	0	27,548

2 歳 入

4 款 繰越金  
1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 繰越金	千円 0	千円 27,548	千円 27,548
計	0	27,548	27,548

節		説明	
区分	金額		
1 繰越金	千円 27,548	01 前年度繰越金	千円 27,548

3 歳 出

2 款 繰出金

1 項 繰出金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
1 一般会計繰出金	4,973	27,548	32,521				27,548
計	4,973	27,548	32,521	0	0	0	27,548



節		説明	
区 分	金 額		
27 繰出金	千円 27,548	02 一般会計繰出金	千円 27,548
		01 一般会計繰出金	27,548
		27 繰出金	27,548
		一般会計繰出金	27,548



議案第9号

令和3年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号

令和3年度半田市の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ335,803千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,950,219千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
2 県支出金		6,509,297	335,803	6,845,100
	2 県補助金	6,471,247	335,803	6,807,050
4 繰入金		1,153,090	0	1,153,090
	1 他会計繰入金	509,264	2,476	511,740
	2 基金繰入金	643,826	△2,476	641,350
歳入合計		9,614,416	335,803	9,950,219

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2. 保険給付費		6,425,826	335,803	6,761,629
	1 療養諸費	5,584,151	335,803	5,919,954
歳 出 合 計		9,614,416	335,803	9,950,219

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 県支出金	6,509,297	335,803	6,845,100
4 繰入金	1,153,090	0	1,153,090
歳入合計	9,614,416	335,803	9,950,219

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 保険給付費	6,425,826	335,803	6,761,629
歳出合計	9,614,416	335,803	9,950,219

補正額の財源内訳			
特 定 財 源	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
国 県 支 出 金			
千円	千円	千円	千円
335,803	0	0	0
335,803	0	0	0

2 歳 入

2 款 県支出金  
2 項 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 保険給付費等交付金	6,471,247	335,803	6,807,050
計	6,471,247	335,803	6,807,050

4 款 繰入金  
1 項 他会計繰入金

1 一般会計繰入金	509,264	2,476	511,740
計	509,264	2,476	511,740

2 項 基金繰入金

1 国民健康保険支払準備基金繰入金	643,826	△2,476	641,350
計	643,826	△2,476	641,350



節		説明	
区分	金額		
1 保険給付費等 交付金（普通 交付金）	335,803 千円	01 保険給付費等交付金（普通交付金）	335,803 千円

1 保険基盤安定 繰入金	2,476	01 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）	△442
		02 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	2,918

1 国民健康保険 支払準備基金 繰入金	△2,476	01 国民健康保険支払準備基金繰入金	△2,476

3 歳 出

2 款 保険給付費  
1 項 療養諸費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
1 一般被保険者療養給付費	5,487,880	335,803	5,823,683	県支出金 335,803			
計	5,584,151	335,803	5,919,954	335,803	0	0	0

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 335,803	02 一般被保険者療養給付費 01 療養給付費（一般） 18 負担金、補助及び交付金 一般被保険者療養給付費	千円 335,803 335,803 335,803 335,803

令和3年度 半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号 歳入参考資料

(款) 2 県支出金

(単位:千円)

項目	節	補正前		補正後		比較増減
	区分 / 金額					
2	県補助金					
	1 保険給付費等交付金					
	1 保険給付費等交付金 (普通交付金) 335,803	保険給付費等交付金 (普通交付金)	6,381,097	保険給付費等交付金 (普通交付金)	6,716,900	335,803

議案第10号

令和3年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第3号

令和3年度半田市の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入予算の補正)

第1条 保険事業勘定の歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 繰入金		1,421,566	△61,036	1,360,530
	2 基金繰入金	83,826	△61,036	22,790
8 繰越金		35,881	61,036	96,917
	1 繰越金	35,881	61,036	96,917
歳入合計		8,930,123	0	8,930,123

歳入補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
7 繰入金	1,421,566	△61,036	1,360,530
8 繰越金	35,881	61,036	96,917
歳入合計	8,930,123	0	8,930,123

2 歳 入

7 款 繰入金  
2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 83,826	千円 △61,036	千円 22,790
計	83,826	△61,036	22,790

8 款 繰越金  
1 項 繰越金

1 繰越金	35,881	61,036	96,917
計	35,881	61,036	96,917



節		説明	
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 △61,036	01 介護給付費準備基金繰入金	千円 △61,036

1 繰越金	61,036	01 前年度繰越金	61,036



議案第11号

令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号

(総則)

第1条 令和3年度半田市立半田病院事業会計の補正予算第4号は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 令和3年度半田市立半田病院事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 資本的収入	492,877千円	2,738千円	495,615千円
第4項 寄附金	1,281千円	2,738千円	4,019千円
支出			
第1款 資本的支出	1,538,749千円	2,738千円	1,541,487千円
第3項 投資	3,405千円	2,738千円	6,143千円

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的収入			千円 492,877	千円 2,738	千円 495,615
	4 寄 附 金		1,281	2,738	4,019
		1 寄 附 金	1,281	2,738	4,019

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 資本的支出			千円 1,538,749	千円 2,738	千円 1,541,487
	3 投 資		3,405	2,738	6,143
		2 基 金	1,305	2,738	4,043

令和3年度半田市立半田病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	244,107
減価償却費	951,545
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	62,374
引当金の増減額 (△は減少)	1,215
長期前受金戻入額	△ 196,353
受取利息及び受取配当金	△ 1,676
支払利息	27,609
固定資産除却費	9,091
修学資金返還免除額	18,710
未収金の増減額 (△は増加)	20,792
未払金の増減額 (△は減少)	△ 99,391
たな卸資産の増減額 (△は増加)	868
小計	1,038,891
利息及び配当金の受取額	1,676
利息の支払額	△ 27,609
業務活動によるキャッシュ・フロー	1,012,958

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 925,304
有形固定資産の売却による収入	2
投資の取得等による支出	△ 6,143
投資の売却等による収入	24
寄附金による収入	4,019
一般会計からの繰入金による収入	202,164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 725,238

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 401,221
他会計からの出資による収入	289,406
リース債務の支払による支出	△ 96,919
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 208,734

資金増加額	78,986
資金期首残高	4,903,985
資金期末残高	4,982,971

令和3年度半田市立半田病院事業予定貸借対照表

(令和4年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		2,416,550
ロ 建 物	7,317,514	
減価償却累計額	<u>△ 5,180,603</u>	2,136,911
ハ 附 帯 設 備	6,170,686	
減価償却累計額	<u>△ 5,341,525</u>	829,161
ニ 構 築 物	236,936	
減価償却累計額	<u>△ 192,934</u>	44,002
ホ 器 械 備 品	7,290,337	
減価償却累計額	<u>△ 5,398,822</u>	1,891,515
ヘ 車 両	30,496	
減価償却累計額	<u>△ 28,971</u>	1,525
ト リース資産	708,806	
減価償却累計額	<u>△ 350,857</u>	357,949
チ 建設仮勘定		<u>1,074,493</u>
有形固定資産合計		8,752,106

(2) 無形固定資産

イ 電 話 加 入 権		940
ロ ソフトウェア		<u>531,618</u>
無形固定資産合計		532,558

(3) 投 資

イ 長 期 貸 付 金	65,709	
貸倒引当金	<u>△ 31,810</u>	33,899
ロ 基 金		<u>29,507</u>
投資合計		<u>63,406</u>

固定資産合計

9,348,070

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金		4,982,971
(2) 未 収 金	2,867,239	
貸倒引当金	<u>△ 172,437</u>	2,694,802
(3) 貯 蔵 品		16,918
(4) 前 払 費 用		<u>13,485</u>

流動資産合計

7,708,176

資 産 合 計

17,056,246

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 1,556,434 1,556,434

(2) リース債務

279,386

(3) 引当金

イ 退職給付引当金 2,405,110

ロ 修繕引当金 1,787

引当金合計

2,406,897

固定負債合計

4,242,717

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債 357,543 357,543

(2) リース債務

73,881

(3) 未払金

1,194,091

(4) 引当金

イ 賞与引当金 356,848

ロ 法定福利費引当金 67,560

引当金合計

424,408

(5) 預り金

1,091

(6) 未払消費税

2,884

流動負債合計

2,053,898

5 繰延収益

長期前受金

2,383,238

収益化累計額

△ 1,922,311

繰延収益合計

460,927

負債合計

6,757,542

資本の部

6 資本金

9,641,989

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 寄附金 70,518

ロ 基金運用益 4,413

ハ 受贈財産評価額 2,067

資本剰余金合計

76,998

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金 16,300

ロ 当年度未処分利益剰余金 563,417

利益剰余金合計

579,717

剰余金合計

656,715

資本合計

10,298,704

負債資本合計

17,056,246

令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算事項別明細書

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資 本 的 収 入			492,877	2,738	495,615
	4 寄 附 金		1,281	2,738	4,019
		1 寄 附 金	1,281	2,738	4,019



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1 寄 附 金		2,738	半田病院整備基金寄附金

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出			1,538,749	2,738	1,541,487
	3 投 資		3,405	2,738	6,143
		2 基 金	1,305	2,738	4,043

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1 基金	2,738	半田病院整備基金積立金

令和3年度半田市立半田病院事業会計補正予算第4号 参考資料 (寄附一覧)

(款) 1 資本的収入

(単位:円)

項目	節	細節 寄附の目的	寄附者名および寄附金額
4	寄附金		
	1	寄附金	
		1 半田病院整備基金寄附金 半田病院の整備のために	
			森 智弘 様 100,000
			石田 義博 様 (市外在住者) 100,000
			竹内 千尋 様 (市外在住者) 60,000
			水谷 信彦 様 (市外在住者) 39,000
			秋田 淳年 様 (市外在住者) 36,000
			成澤 毅 様 (市外在住者) 30,000
			西村 桂 様 (市外在住者) 10,000
			岡崎 晃大 様 (市外在住者) 10,000
			鈴木 広志 様 (市外在住者) 10,000
			匿名 (62名)(うち市外在住者61名2,243,000) 2,343,000

※寄附者のうち市外在住者 (ふるさと納税) 69名 寄附金額合計 2,538,000円

議案第12号

令和3年度半田市下水道事業会計補正予算第3号

(総則)

第1条 令和3年度半田市下水道事業会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和3年度半田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収入			
第1款 下水道事業収益	3,532,899千円	△2,640千円	3,530,259千円
第2項 営業外収益	1,554,481千円	△2,640千円	1,551,841千円
支出			
第1款 下水道事業費用	3,505,650千円	△2,640千円	3,503,010千円
第1項 営業費用	3,135,316千円	△2,904千円	3,132,412千円
第2項 営業外費用	369,331千円	264千円	369,595千円

(他会計からの補助金)

第3条 予算第10条本文中「577,186千円」を「574,546千円」に改める。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏



令和3年度半田市下水道事業会計補正予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 収 益			千円 3,532,899	千円 △ 2,640	千円 3,530,259
	2 営業外収益		1,554,481	△ 2,640	1,551,841
		3 他会計補助金	478,929	△ 2,640	476,289

支 出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道事業 費 用			千円 3,505,650	千円 △ 2,640	千円 3,503,010
	1 営業費用		3,135,316	△ 2,904	3,132,412
		9 総 係 費	118,048	△ 2,904	115,144
	2 営業外費用		369,331	264	369,595
2 消費税及び 地方消費税		26,999	264	27,263	

注記

Ⅲ セグメント情報の開示

2 報告セグメントごとの営業収益等

令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

（単位：千円）

補正後	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,228,029	627,648	1,855,677
営業費用	1,982,345	1,065,862	3,048,207
営業損益	△ 754,316	△ 438,214	△ 1,192,530
経常損益	0	500	500
セグメント資産	32,206,748	21,587,694	53,794,442
セグメント負債	25,920,020	14,815,956	40,735,976
その他の項目			
他会計繰入金	1,460,943	889,924	2,350,867
減価償却費	1,183,223	859,713	2,042,936
支払利息	261,265	81,067	342,332
固定資産の増加額	△ 876,639	△ 286,427	△ 1,163,066
補正前	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	1,228,029	627,648	1,855,677
営業費用	1,984,985	1,065,862	3,050,847
営業損益	△ 756,956	△ 438,214	△ 1,195,170
経常損益	0	500	500
セグメント資産	32,206,748	21,587,694	53,794,442
セグメント負債	25,920,020	14,815,956	40,735,976
その他の項目			
他会計繰入金	1,463,583	889,924	2,353,507
減価償却費	1,183,223	859,713	2,042,936
支払利息	261,265	81,067	342,332
固定資産の増加額	△ 876,639	△ 286,427	△ 1,163,066
比較	汚水事業	雨水事業	合計
営業収益	0	0	0
営業費用	△ 2,640	0	△ 2,640
営業損益	2,640	0	2,640
経常損益	0	0	0
セグメント資産	0	0	0
セグメント負債	0	0	0
その他の項目	0	0	0
他会計繰入金	△ 2,640	0	△ 2,640
減価償却費	0	0	0
支払利息	0	0	0
固定資産の増加額	0	0	0



#### IV その他の注記

##### 他会計からの補助金

###### 【補正後】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,350,867千円である。

###### 【補正前】

地方公営企業繰出金の基準による雨水処理に要する経費等の他、企業債償還元金及び建設改良費等の費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,353,507千円である。

令和3年度半田市下水道事業会計補正予算事項別明細書

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業収益			3,532,899	△ 2,640	3,530,259
	2 営業外収益		1,554,481	△ 2,640	1,551,841
		3 他会計補助金	478,929	△ 2,640	476,289

支 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費用			3,505,650	△ 2,640	3,503,010
	1 営業費用		3,135,316	△ 2,904	3,132,412
		9 総係費	118,048	△ 2,904	115,144
	2 営業外費用		369,331	264	369,595
		2 消費税及び地方消費税	26,999	264	27,263

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
一般会計補助金	△ 2,640	分流式下水道等に要する経費（減価償却費、企業債利息）に対する補助金 △ 2,036 汚水事業費(収益的収支不足額)に対する補助金 △ 604

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
委 託 料	△ 2,904	使用料システム改修業務委託料 △ 2,904
消費税及び地方消費税	264	



議案第二十四号

半田市個人情報保護条例の一部改正について

半田市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

半田市個人情報保護条例（平成十八年半田市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第二項」に改め、同条第九号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報の保護に関する法律第二条第九項」に改める。

第四十条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章」を「個人情報の保護に関する法律第五章第四節」に改める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



議案第二十五号

半田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

半田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四年半田市条例第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 部分休業（第二十一条―第二十五条）」を「第四章 部分休業（第二十一条―第二十四条）」に改める。  
「第四章 部分休業（第二十一条―第二十四条）」を「第五章 雑則（第二十五条―第二十七条）」に改める。

第二条第四号イ中①を削り、②を①とし、③を②とする。

第二十一条第二号中「次のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日としての勤務時間を考慮して市長が規則で定める」に改める。

第二十四条の次に次の章名を付する。

第五章 雑則

第五章中第二十五条を第二十七条とし、同条の前に次の二条を加える。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第二十五条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十六条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する育児休業に係る研修の実施

二 育児休業に関する相談体制の整備

三 その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附則第四項から第七項までを削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



議案第二十六号

半田市教育基金の設置および管理に関する条例の一部改正について

半田市教育基金の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市教育基金の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

半田市教育基金の設置および管理に関する条例（昭和三十九年半田市条例第四号）の一部を次のように改正する。

題名中「の設置および管理に関する」を削る。

第二条中「教育資金積立の」を「教育関係事業の財源を確保する」に改める。

第三条第一項中「積立できるものは、基金より生ずる収入および指定寄附金とする」を「積み立てる額は、予算で定める」に改め、同条第二項を削る。

第五条中「財政上必要があると認めるときは、基金より生ずる益金を次の費用に充当することができる」を「基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする」に改め、同条各号を削る。

第七条第一項中「第五条の費用」を「教育関係事業」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（委任）

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



議案第二十七号

半田市クリーンセンター条例の全部改正について

半田市クリーンセンター条例の全部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市リサイクルセンター条例

半田市クリーンセンター条例（昭和四十九年半田市条例第五十六号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二の規定に基づき、半田市リサイクルセンター（以下「リサイクルセンター」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 廃棄物の減量及び資源化の促進を図り、資源循環型社会の形成に資するため、リサイクルセンターを設置する。

（名称及び位置）

第三条 リサイクルセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 半田市リサイクルセンター

位置 半田市乙川末広町五十番地

（事業）

第四条 リサイクルセンターは、次の事業を行う。

- 一 資源化に適する廃棄物の受入れ、保管及び中間処理に関すること。
- 二 廃棄物の減量及び資源化に係る情報収集発信に関すること。
- 三 その他市長が必要と認める事業

（利用の制限）

第五条 市長は、リサイクルセンターの利用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を禁止し、又は制限することができる。

- 一 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- 二 施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- 三 その他リサイクルセンターの管理上支障があると認めるとき。

（損害賠償の義務）

第六条 利用者は、故意若しくは過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めるときは、この限りでない。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次項の規定については、公布の日から施行する。

(半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例(令和三年半田市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 半田市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を次のように改正する。

第十八条を削り、第十九条を第十八条とし、第二十条から第二十六条までを一条ずつ繰り上げ、第二十五条の次に次の一条を加える。

(技術管理者の資格)

第二十六条 法第二十一条第三項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十七条第一項に定める資格とする。

別表中「(第二十一条関係)」を「(第二十条関係)」に改め、同表一般廃棄物(し尿及び浄化槽汚泥を除く。)の部中事業活動から生ずるもので市長の指示する場所に搬入するとき。の項及び家庭生活から生ずるもので市長の指示する場所に搬入するとき。の項を削る。

議案第二十八号

半田市立保育所条例の一部改正について

半田市立保育所条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市立保育所条例の一部を改正する条例

半田市立保育所条例(昭和五十四年半田市条例第十五号)の一部を次のように改正する。  
別表半田市立花園保育園の項を削る。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。



議案第二十九号

半田市精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部改正について

半田市精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市精神障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

半田市精神障がい者医療費の助成に関する条例（平成四年半田市条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第三条第一号」を「第三条」に改め、「のうち障害者総合支援法第五十二条第一項に規定する支給認定を受けている者」を削り、同条第二項中「通院医療による」を削る。

第六条第一項中「精神障がい者の疾病」を「受給者の疾病」に改め、「とおり行われた場合」の下に「（精神障がい者保健福祉手帳一・二級所持者以外の受給者にあつては、第一号の精神通院医療に限る。）」を加え、「第三項又は第五項に定める額を」を「その者に対し、その満たない額に相当する額を」に改め、同条第三項中「第一項第一号の医療を受けた場合には」を「医療機関等で医療を受けた場合には、第一項の規定により」に改め、同条第五項を削る。

第十条第二項中「受給資格者」を「受給者」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。





議案第三十号

半田市国民健康保険税条例の一部改正について

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

半田市国民健康保険税条例（昭和三十五年半田市条例第十号）の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第六条の二第一号中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

第六条の三中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第十二條第一項中「同條」を「その減額後」に改める。

第二十二條中「法第七百三條の五」を「法第七百三條の五第一項」に改め、同條に次の一項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

1 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額

イ 前項第一号イに規定する金額を減額した世帯 三千八百二十五円

ロ 前項第二号イに規定する金額を減額した世帯 六千三百七十五円

- ハ 前項第三号イに規定する金額を減額した世帯 一万二百円
- ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 一万二千七百五十円
- 一 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児一人について次に定める額
  - イ 前項第一号八に規定する金額を減額した世帯 四百八十円
  - ロ 前項第二号八に規定する金額を減額した世帯 八百円
  - ハ 前項第三号八に規定する金額を減額した世帯 千二百八十円
  - ニ イから八までに掲げる世帯以外の世帯 千六百円

第二十二條の二中「前條」を「前條第一項」に、「前條第一号」を「前條第一項第一号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「次号及び第三号において同じ。」の下に「及び」を加える。

附則第二項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に、「法第七百三條の五」を「法第七百三條の五第一項」に改める。

附則第三項、第四項及び第六項から第九項までの規定中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

附則第十項中「第三條、第六條、第八條」を「第四條、第六條の三、第七條」に、「第二十三條」を「第二十二條第一項」に、「第三條第一項」を「第四條第一項」に改める。

附則第十一項中「第三條、第六條、第八條」を「第四條、第六條の三、第七條」に、「第二十三條」を「第二十二條第一項」に、「第三條第一項」を「第四條第一項」に改める。

附則第十二項及び第十三項中「第二十二條」を「第二十二條第一項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六條の二第一号、第十二條第一項、第二十二條及び第二十二條の二の改正規定（「前條」を「前條第一項」に、「前條第一号」を「前條第一項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二項から第四項まで及び第六項から第十三項までの改正規定は令和四年四月一日から施

行する。

(適用区分)

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の半田市国民健康保険税条例の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第三十一号

半田市消防団条例の一部改正について

半田市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市消防団条例の一部を改正する条例

半田市消防団条例(昭和四十九年半田市条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条及び第十四条を次のように改める。

(報酬)

第十三条 団員の報酬は、別表第一に定める年額報酬及び別表第二に定める出勤報酬とする。

(費用弁償)

第十四条 団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事するときは、当該職務の従事に要する費用を弁償する。

2 前項の費用のうち団員が公務のため旅行した場合の、当該旅行に要する費用(以下「旅費」という。)の額は、半田市職員旅費支給条例(昭和二十九年半田市条例第十三号)の例により支給し、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 団長 副市長の項

二 副団長、分団長及びその他の団員 一般職の職員の項

3 前項に定めるもののほか、団員に支給する旅費の弁償については、一般職員の旅費支給方法の例による。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第十三条関係）

区分		出勤報酬の額
災害出勤	活動時間が四時間以内のとき	四、五〇〇円
	活動時間が四時間を超えるとき	八、〇〇〇円
警戒、教養訓練、式典、防火業務及びその他の出勤		一、五〇〇円

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

議案第三十二号

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

半田市消防団員等公務災害補償条例（昭和四十一年半田市条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている優病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。





議案第三十三号

半田市道路占用料条例等の一部改正について

半田市道路占用料条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

半田市道路占用料条例等の一部を改正する条例

(半田市道路占用料条例の一部改正)

第一条 半田市道路占用料条例(昭和四十四年半田市条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市水路等の管理に関する条例の一部改正)

第二条 半田市水路等の管理に関する条例(昭和四十四年半田市条例第三十四号)

の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

(半田市都市公園条例の一部改正)

第三条 半田市都市公園条例(昭和五十五年半田市条例第二十七号)の一部を次の

ように改正する。

別表を次のように改める。

(別紙のとおり)

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。



(半田市道路占用料条例)

別表 (第二条関係)

占用物件の種類	区分	単位	占用料
法第三十二条第一項第二号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	九五〇円
	第二種電柱		一、五〇〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円
	第一種電話柱		八五〇円
	第二種電話柱		一、四〇〇円
	第三種電話柱		一、九〇〇円
	その他の柱類		八五円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	九円
	地下電線その他地下に設ける線類		五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八三〇円
	地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	五一〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、七〇〇円
	郵便差出箱		七二〇円
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、四〇〇円
	その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	一、七〇〇円
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三六円
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		五一円
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七七円
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一〇〇円
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一五〇円
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二〇〇円
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル		三六〇円

	未満のもの				
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル			五二〇円	
	未満のもの				
	外径一メートル以上のもの			一、〇〇〇円	
法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	五円
			その他のもの		一七円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		一本につき一年	一、四〇〇円
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一年		八五〇円
		地下に設けるもの			五二〇円
		その他のもの			一、七〇〇円
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設			占用面積一平方メートルにつき一年	一、七〇〇円	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	上空に設ける通路		占用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇円	
	地下に設ける通路			七一〇円	
	その他のもの			一、七〇〇円	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二四円	
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	二四〇円	
令第七条第一号に掲げる物件	看板(ア子であることを除く。)	一時的に設けるもの	占用面積一平方メートルにつき一月	二四〇円	
		その他のもの	占用面積一平方	一、四〇〇円	

			メートルにつき 一年	
	標識		一本につき一年	一、四〇〇円
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	一本につき一日	二四〇円
		その他のもの	一本につき一月	二四〇円
	幕(令第七 条第四号 に掲げる 工事用施 設である ものを除 く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的 に設けるもの	その占有面積一 平方メートルに つき一日	二四〇円
		その他のもの	その占有面積一 平方メートルに つき一月	二四〇円
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	一、四〇〇円
		その他のもの		一、二〇〇円
令第七条第二号 に掲げる施設			占有面積一平方 メートルにつき 一年	一、七〇〇円
令第七条第三号 に掲げる施設			占有面積一平方 メートルにつき 一年	近傍類似の土地 の価格に〇・〇三 三を乗じて得た 額
令第七条第四号 に掲げる工事用 施設及び同条第 五号に掲げる工 事用材料			占有面積一平方 メートルにつき 一月	二四〇円

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいふものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱

をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいふものとする。

三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいふものとする。

四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいふものとする。

五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。

六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

七 占用の期間が一月未満の占用についての占用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(半田市水路等の管理に関する条例)

別表 (第十条関係)

使用物件の種類	区分	単位	使用料
電柱類	第一種電柱	一本につき一年	九五〇円
	第二種電柱		一、五〇〇円
	第三種電柱		二、〇〇〇円
	第一種電話柱		八五〇円
	第二種電話柱		一、四〇〇円
	第三種電話柱		一、九〇〇円
	その他の柱類		八五円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートル	九円
	地下電線その他地下に設ける線類	につき一年	五円
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	八三〇円
	地下に設ける変圧器	使用面積一平方メートルにつき一年	五一〇円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	一、七〇〇円
	郵便差出箱		七二〇円
	広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二、四〇〇円
	その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一年	一、七〇〇円
地下埋設物	外径〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	三六円
	外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		五一円
	外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		七七円
	外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一〇〇円
	外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		一五〇円
	外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		二〇〇円
	外径〇・四メートル以上〇・七メートル未		三六〇円

自動運行補助施設	満のもの				
	外径〇・七メートル以上一・〇メートル未満のもの				五二〇円
	満のもの				一、〇〇〇円
	外径一メートル以上のもの				
自動運行補助施設	道路法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ一メートルにつき一年	五円	
		その他のもの		一七円	
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		一本につき一年	一、四〇〇円	
	その他のもの	上空に設けるもの	使用面積一平方メートルにつき一年	八五〇円	
		地下に設けるもの		五二〇円	
通路	上空に設ける通路		使用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇円	
	地下に設ける通路			七二〇円	
	その他のもの			一、七〇〇円	
露店、商品置場類	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		使用面積一平方メートルにつき一日	二四円	
	その他のもの		使用面積一平方メートルにつき一月	二四〇円	
看板類	看板(ア一手であるものを除く。)	一時的に設けるもの	使用面積一平方メートルにつき一月	二四〇円	
		その他のもの	使用面積一平方メートルにつき一年	二、四〇〇円	
	標識		一本につき一年	一、四〇〇円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二四円	
		その他のもの	一本につき一月	二四〇円	
	幕(道路法施行令(昭和二十七年政令	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その使用面積一平方メートルに	二四円	



	第四百七十九号)第七 七条第四号に掲げ る工事に施設であ るものを除く。)	その他のもの	つき一日 その使用面積一 平方メートルに つき一月	二四〇円
	ア一子	車道を横断するもの その他のもの	一基につき一月	二、四〇〇円 一、二〇〇円
工事施設及び工事 用材料置場			使用面積一平方 メートルにつき 一月	二四〇円
第五条第四号に掲 げるもの				市長が定める 額

備考

- 一 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいふものとする。
- 二 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいふものとする。
- 三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいふものとする。
- 四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいふものとする。
- 五 表示面積、使用面積若しくは使用物件の面積若しくは長さが一平方メートル若しくは一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さは一平方メートル若しくは一メートル未満の端数があるときは、一平方メートル又は一メートルとして計算するものとする。
- 六 使用料の額が年額で定められている使用物件に係る使用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、使用料の額が月額で定められている使用物件に係る

使用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。

七 使用の期間が一月未満の使用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十日未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

(半田市都市公園条例)

別表 (第十一条関係)

区分	単位	使用料	
公園施設を設ける場合	一平方メートル一年	二、八九〇円	
公園施設を管理する場合	につき	四、七六〇円	
電柱その他これに類するものを設ける場合	一本一年につき	第一種電柱	九五〇円
		第二種電柱	一、五〇〇円
		第三種電柱	二、〇〇〇円
		第一種電話柱	八五〇円
		第二種電話柱	一、四〇〇円
		第三種電話柱	一、九〇〇円
		その他の柱類	八五〇円
共架電線その他の線類を上空に設ける場合	長さ一メートル一年	九円	
地下電線その他の線類を地下に設ける場合	につき	五円	
送電塔その他これに類するものを設ける場合	占用面積一平方メートル一年につき	一、七〇〇円	
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するものを埋設する場合	長さ一メートル一年につき	外径〇・〇七メートル未満のもの	三六円
		外径〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	五一円
		外径〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	七七円
		外径〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	一〇〇円
		外径〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	一五〇円
		外径〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	二〇〇円
		外径〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	三六〇円
		外径〇・七メートル以上一メートル未満のもの	五〇〇円
		外径一メートル以上のもの	一、〇〇〇円

郵便差出箱を設ける場合	一個一年につき	七二〇円	
公衆電話所を設ける場合		一、七〇〇円	
物品販売その他これに類する行為、又は、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催し等のため仮設工作物を設ける場合	占用面積一平方メートル一日につき	四〇円	
標識を設ける場合	一本一年につき	一、四〇〇円	
物品販売その他これに類する行為をする場合	二五平方メートル未満	一日につき	二、〇〇〇円
	二五平方メートル以上	一平方メートル一日につき	八〇円
業として行う写真展、又は、映画の撮影、競技会、集会、展示会、興行その他これらに類する催しのために、都市公園の全部又は一部を独占して利用する場合	一平方メートル一日につき	七円	

備考

- 一 使用料の金額を算定する場合において、この表に定める単位に満たないもの又は単位未満の端数があるときは、その単位に満たない部分又は端数は、それぞれ一単位として計算する。
- 二 占用の期間が一月未満の占用についての使用料の額は、この表により算定された額に百分の百十を乗じた額とし、その額に十円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 三 第一種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 四 第一種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち三条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。
- 六 興行等を行う場合で、入場料等を徴収するときは、別表に定める額に入場料等を徴収

して得た収入の総額に百分の五を乗じて得た額を加算した額とする。

七 別表の使用料の額が著しく不適當な場合の使用料は、市長が定める額とする。



議案第三十四号

知多都市計画J R半田駅前地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について

知多都市計画J R半田駅前地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十一日提出

半田市長 久世孝宏

知多都市計画J R半田駅前地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第六十八条の二第一項の規定に基づき、地区計画の区域内における建築物等に関する制限を定めることにより、適正な都市機能と健全な都市環境を確保することを目的とする。

(適用区域)

第二条 この条例は、市長が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定により告示する知多都市計画J R半田駅前地区計画の区域内において適用する。

(地区の区分及び名称)

第三条 この条例における地区の区分及び名称は、前条に規定する地区計画の計画図に表示するところによる。

(建築物の用途の制限)

第四条 別表(イ)欄に掲げる地区内において、それぞれ同表(ロ)欄に掲げる建築物は、建築してはならない。

2 法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、次に掲げる範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第三条第三項第三号及び第四号の規定にかかわらず、前項の規定は適用しない。

1 増築又は改築が基準時（法第三条第二項の規定により前項の規定の適用を受けない建築物について、法第三条第二項の規定により引き続き前項の規定（当該規定が改正された場合においては改正前の規定を含む。）の適

用を受けない期間の始期をいう。以下同じ。)における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準時における敷地面積に対してそれぞれ法第五十二条及び法第五十三条の規定に適合すること。

二 増築後の床面積の合計は、基準時における床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

三 増築後の前項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、基準時におけるその部分の床面積の合計の一・二倍を超えないこと。

(垣又はさくの構造の制限)

第五条 建築物の敷地の道路沿道に面する位置にコンクリート造又はコンクリートブロック造の塀を設置してはならない。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 塀の基礎となる部分等で、地盤高からの高さが五十センチメートル以下のもの
- 二 他の法令等で設置義務のあるもの
- 三 各沿道のまちなみと調和し、石、レンガ、タイル、化粧ブロック、その他これらに類するもので化粧を施したもの

(建築物の敷地が地区計画の地区の内外にわたる場合の措置)

第六条 建築物の敷地が当該地区計画の区域の内外にわたる場合においては、その敷地が区域内の道路に面している場合は、当該建築物又は当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用するものとし、その敷地が区域内の道路に面していない場合で、その敷地の過半が当該区域の内に属するときは、当該建築物又は当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域の外に属するときは、当該建築物又は当該敷地の全部についてこの条例の規定を適用しない。

2 建築物の敷地が第四条第一項の規定による建築物の用途に関する制限を受ける地区の二にわたる場合においては、当該建築物又は当該敷地の全部についてその敷地の過半の属する地区内の建築物又はその敷地に関するこの条例の規定を適用する。



(公益上必要な建築物の特例)

第七条 市長がこの条例の規定の適用に関して、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したもののについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない。

(委任)

第八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項又は第五条の規定に違反した場合（次号に規定する場合を除く。）における当該建築物の建築主
  - 二 法第八十七条第二項において準用する第四条第一項の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、知多都市計画J R半田駅前地区計画に係る都市計画法第二十条第一項の規定に基づき告示の日から施行する。

別表（第四条関係）

(い)	(ろ)
地区の区分	建築してはならない建築物
A地区 C地区	<p>一 建築物の一階で、一階の床面積の合計の三分の一以上を住宅、共同住宅、寄宿舎及び下宿並びにこれらの附属の用途に供する車庫、物置その他これらに類するもの</p> <p>二 建築物の一階の道路に面して、住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿の居室を設けるもの</p> <p>三 自動車教習所</p> <p>四 車庫（附属車庫を除く。）</p> <p>五 畜舎</p> <p>六 倉庫業を営む倉庫</p> <p>七 工場</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ パン屋、米屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの</p> <p>ロ ガラス工房、陶磁器工房その他これらに類する製品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの</p> <p>八 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第一項第一号及び第三号、第六項から第十項まで並びに第十三項に掲げる営業をするもの</p>

	<p>九 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十条の九において準住居地域について定める基準を超える建築物</p>
<p>B地区</p>	<p>一 ばちんこ屋、勝馬投票券発売所、場外車券売場、その他これらに類するもの</p> <p>二 自動車教習所</p> <p>三 車庫（附属車庫を除く。）</p> <p>四 畜舎</p> <p>五 倉庫業を営む倉庫</p> <p>六 工場</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ パン屋、米屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの</p> <p>ロ ガラス工房、陶磁器工房その他これらに類する製品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの</p> <p>七 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号、第六項から第十項まで並びに第十三項に掲げる営業をするもの</p> <p>八 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第百三十条の九において準住居地域について定める基準を超える建築物</p>

D 地区

- 一 自動車教習所
- 二 畜舎
- 三 倉庫業を営む倉庫
- 四 工場

ただし、次に掲げるものを除く。

イ パン屋、米屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの

ロ ガラス工房、陶磁器工房その他これらに類する製品製造業で作業場の床面積の合計が百五十平方メートルを超えないもの

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項第一号及び第三号、第六項から第十項まで並びに第十三項に掲げる営業をするもの

六 危険物の貯蔵又は処理に供するもので、建築基準法施行令第三百三十条の九において準住居地域について定める基準を超える建築物

議案第35号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次のとおり路線を廃止するものとする。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

路線 番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）
1141	高根21号線	亀崎高根町四丁目133番地先	亀崎高根町四丁目104番地先
5354	運河通り1号線	中村町二丁目24番地先	中村町一丁目33番1地先
5356	運河通り2号線	荒古町一丁目30番地先	東浜町一丁目105番地先
9352	砂谷横山線	砂谷町112番地先	横山町201番地先



議案第36号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、次のとおり路線を認定するものとする。

令和4年2月21日提出

半田市長 久世孝宏

路線 番号	路線名	起点（地先）	終点（地先）
1698	高根60号線	亀崎高根町四丁目154番地先	亀崎高根町四丁目112番2地先
1699	高根61号線	亀崎高根町四丁目15番136地先	亀崎高根町四丁目104番2地先
5426	中島4号線	中島町2番4地先	中島町4番5地先
5427	運河通り4号線	中村町一丁目33番1地先	東浜町一丁目105番地先
6297	岩滑東町35号線	岩滑東町一丁目99番16地先	岩滑東町一丁目99番12地先
6298	住吉61号線	住吉町一丁目28番地先	住吉町一丁目29番4地先
6299	住吉62号線	住吉町二丁目183番5地先	住吉町二丁目183番9地先
6300	柁48号線	柁町一丁目1.1番2地先	柁町一丁目10番2地先
8446	有楽102号線	有楽町八丁目19番4地先	有楽町八丁目15番13地先
9523	砂谷横山1号線	砂谷町109番地先	横山町213番地先







